

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年6月16日

【会社名】 ルネサスエレクトロニクス株式会社

【英訳名】 Renesas Electronics Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長兼CEO 柴田 英利

【本店の所在の場所】 東京都江東区豊洲三丁目2番24号

【電話番号】 03(6773)3000(代表)

【事務連絡者氏名】 企業法務・M&A部ディレクター 橋口 幸武

【最寄りの連絡場所】 東京都江東区豊洲三丁目2番24号

【電話番号】 03(6773)3000(代表)

【事務連絡者氏名】 企業法務・M&A部ディレクター 橋口 幸武

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 4,189,078,410円
(注) 募集金額は、会社法上の払込金額(以下、本有価証券届出書の訂正届出書において「発行価額」という。)の総額であります。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2021年5月28日付をもって提出した有価証券届出書及び2021年6月9日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、2021年6月16日に臨時報告書の訂正報告書を関東財務局長に提出したことに伴い、当該臨時報告書の訂正報告書を参照書類に追加し、併せて記載事項の一部を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

4 新規発行による手取金の使途

(2) 手取金の使途

募集又は売出しに関する特別記載事項

1 国内市場及び海外市場における募集及び売出しについて

第三部 参照情報

第1 参照書類

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示してあります。

第一部 【証券情報】

第 1 【募集要項】

4 【新規発行による手取金の使途】

(2) 【手取金の使途】

(訂正前)

当社は、2021年2月、英国の半導体会社であるDialog Semiconductor Plc(以下「Dialog社」という。)の発行済普通株式及び発行予定普通株式のすべてを取得し、完全子会社化する手続き(以下「本件買収」という。)を開始することについてDialog社と合意しております。本件買収におけるDialog社の発行済普通株式及び発行予定普通株式の取得対価の総額は、約4,886百万ユーロ(1ユーロ126円(2021年2月3日現在)換算で約6,157億円)であり、当社は、本件買収の資金を調達するために、株式会社三菱UFJ銀行及び株式会社みずほ銀行との間でローン契約(Facilities Agreement)(総借入限度額7,354億円)を締結しております。今回の新株式発行による資金調達は、当該ローン契約に基づく借入金の長期資金への切り替えを意図したものです。そのため、上記差引手取概算額上限4,168,078,410円については、本件第三者割当増資と同日付をもって取締役会で決議された国内一般募集の手取概算額41,681,475,120円及び海外募集の手取概算額上限183,335,214,120円と合わせた手取概算額合計上限229,184,767,650円の全額を、本件買収のための資金の一部に充当する予定です(その場合、当該充当額に相当する金額については、上記ローン契約に基づく借入れは行いません。)

<後略>

(訂正後)

当社は、2021年2月、英国の半導体会社であるDialog Semiconductor Plc(以下「Dialog社」という。)の発行済普通株式及び発行予定普通株式のすべてを取得し、完全子会社化する手続き(以下「本件買収」という。)を開始することについてDialog社と合意しております。本件買収におけるDialog社の発行済普通株式及び発行予定普通株式の取得対価の総額は、約4,886百万ユーロ(1ユーロ126円(2021年2月3日現在)換算で約6,157億円)であり、当社は、本件買収の資金を調達するために、株式会社三菱UFJ銀行及び株式会社みずほ銀行との間でローン契約(Facilities Agreement)(総借入限度額7,354億円)を締結しております。今回の新株式発行による資金調達は、当該ローン契約に基づく借入金の長期資金への切り替えを意図したものです。そのため、上記差引手取概算額上限4,168,078,410円については、本件第三者割当増資と同日付をもって取締役会で決議された国内一般募集の手取概算額41,681,475,120円及び海外募集の手取概算額178,561,074,640円と合わせた手取概算額合計上限224,410,628,170円の全額を、本件買収のための資金の一部に充当する予定です(その場合、当該充当額に相当する金額については、上記ローン契約に基づく借入れは行いません。)

<後略>

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 国内市場及び海外市場における募集及び売出しについて

(訂正前)

< 前略 >

国内一般募集及び海外募集による新株式発行の総発行株数は196,417,200株の予定であり、国内一般募集株数(新規発行株式の発行数)36,373,600株及び海外募集株数160,043,600株(海外募集における海外引受会社による買取引受けの対象株数145,494,200株及び海外引受会社に付与する追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の対象株数14,549,400株の合計)の募集が行われます。

引受人の買取引受けによる国内売出し及び海外売出しの総売出株数は167,078,400株の予定であり、引受人の買取引受けによる国内売出しの売出数30,940,400株及び海外売出しの売出数136,138,000株(海外売出しにおける海外引受会社による買取引受けの対象株数123,761,800株及び海外引受会社に付与される当社普通株式を追加的に取得する権利の対象株数12,376,200株の合計)の売出しが行われます。

< 後略 >

(訂正後)

< 前略 >

国内一般募集及び海外募集による新株式発行は、国内一般募集株数(新規発行株式の発行数)36,373,600株及び海外募集株数160,043,600株(海外募集における海外引受会社による買取引受けの対象株数145,494,200株及び海外引受会社に付与する追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の対象株数14,549,400株の合計)で募集が行われましたが、海外引受会社に付与した追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の行使により発行される当社普通株式数が10,385,000株となったため、海外募集株数は155,879,200株となり、総発行株数は192,252,800株となりました。

引受人の買取引受けによる国内売出し及び海外売出しは、引受人の買取引受けによる国内売出しの売出数30,940,400株及び海外売出しの売出数136,138,000株(海外売出しにおける海外引受会社による買取引受けの対象株数123,761,800株及び海外引受会社に付与される当社普通株式を追加的に取得する権利の対象株数12,376,200株の合計)で売出しが行われましたが、海外引受会社に付与された当社普通株式を追加的に取得する権利の行使により取得される当社普通株式数が8,833,700株となったため、海外売出しの売出数は132,595,500株となり、総売出株数は163,535,900株となりました。

< 後略 >

第三部 【参照情報】

第 1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

(訂正前)

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第19期(自 2020年 1月 1日 至 2020年12月31日) 2021年 3月31日に関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第20期第 1 四半期(自 2021年 1月 1日 至 2021年 3月31日) 2021年 5月14日に関東財務局長に提出

3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2021年 5月28日)までに、金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 9 号の 2 の規定に基づく臨時報告書を2021年 4月 8 日に関東財務局長に提出

4 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2021年 5月28日)までに、金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第19号の規定に基づく臨時報告書を2021年 5月17日に関東財務局長に提出

5 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2021年 5月28日)までに、金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 1 号の規定に基づく臨時報告書を2021年 5月28日に関東財務局長に提出

(注) なお、発行価格等決定日に本 5 の臨時報告書の訂正報告書が関東財務局長に提出されます。

(訂正後)

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第19期(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日) 2021年3月31日に関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第20期第1四半期(自 2021年1月1日 至 2021年3月31日) 2021年5月14日に関東財務局長に提出

3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2021年5月28日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2021年4月8日に関東財務局長に提出

4 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2021年5月28日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づく臨時報告書を2021年5月17日に関東財務局長に提出

5 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2021年5月28日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づく臨時報告書を2021年5月28日に関東財務局長に提出

(注)の全文削除

6 【訂正報告書】

訂正報告書(上記5の臨時報告書の訂正報告書)を2021年6月9日及び2021年6月16日に、それぞれ関東財務局長に提出